

# 山梨県公報

第千二百七十八号

平成十四年

四月八日

月 曜 日

## 目 次

生活保護法に基づく医療機関の指定	二〇七
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	二〇八
生活保護法に基づく指定医療機関の休止	二〇八
生活保護法に基づく指定医療機関の変更	二〇九
生活保護法に基づく施設機関の指定	二〇九
生活保護法に基づく指定施設機関の廃止	二〇九
土地収用事業の認定	二〇九
道路の区分決定	二〇九
道路の供用開始	二〇〇
道路の区域変更	二〇〇
河川法に基づく兼用工作物等の協議(三件)	二〇〇
廃川敷地等	二〇一
字の区域変更	二〇一
使用料の収納事務の委託(七件)	二〇二
公 告	二〇二
公共測量の終了	二二三
公共測量の開始	二二三
土地区画整理事業の換地処分	二二三
人事委員会	二二三
職員に関する規則の一部を改正する規則	二二四
正 誤	二二四
平成十四年三月三十一日付け号外第二十四号中	二二四

## 告 示

山梨県告示第百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。  
平成十四年四月八日  
山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
登美の丘クリニック	北巨摩郡双葉町竜地六千六百六十番地	平成十三年十月二十七日
池田内科小児科医院	東山梨郡勝沼町勝沼二千九百六十一番地	平成十三年十月三十日
りんどう薬局	北巨摩郡双葉町竜地六千六百六十番地	平成十三年十月二十九日
サンロード調剤丸の内店	甲府市丸の内一丁目十七番四号	平成十三年十月三十日
医療法人貴翔会愛歯科クリニック	甲府市横根町五百五十九番地の四	平成十三年十一月七日
白根徳洲会病院	中巨摩郡白根町西野二千二百九十番地の二	平成十三年十一月一日
医療法人ワコウ富士見歯科診療所	東八代郡石和町唐柏七百六十八番地	平成十三年九月一日
河西歯科医院	甲府市上石田二丁目三十九番十七号	平成十三年九月一日
医療法人ワコウ中川歯科医院一宮診療所	東八代郡一宮町末木七百四十七番地	平成十三年九月一日
斉藤歯科医院	東八代郡御坂町夏目原千四百四十三番地	平成十三年十一月二十七日
四つ葉薬局勝沼店	東山梨郡勝沼町休息千二百五十三番地の六	平成十三年十一月二十日
クスリのサンロード薬局昭和店	中巨摩郡昭和町飯喰四百十二番地の一	平成十三年十二月十日
クスリのサンロード薬局竜王店	中巨摩郡竜王町西八幡千八百三十二番地の二	平成十三年十二月十日
サンロード調剤県病院前	甲府市富士見一丁目四番五十二号	平成十三年十二月十日
ひのはら整形外科ペイ	甲府市里吉二丁目六番一十二号	平成十三年十一月六日

ンクリニツク	甲府市城東四丁目十三番十一号	平成十三年十一月三十日
健康堂調剤薬局城東店	甲府市城東四丁目十三番十一号	平成十三年十一月三十日
たとりパーシティー眼科	中巨摩郡田富町山之神千二百二十番地	平成十四年一月三日
快療堂薬局	南巨摩郡増穂町青柳町六百十二番地	平成十四年一月十一日
渡部耳鼻咽喉科医院	北都留郡上野原町上野原三千七百五十三番地の一	平成十三年十一月一日
岡医院	塩山市上於曾二百七十三番地の一	平成十四年一月十七日
ながまつ医院	甲府市宮原町八十八番地の一	平成十四年一月二十三日
山岸医院	都留市上谷五丁目四番十四号	平成十四年一月二十二日
藤原医院	甲府市塩部四丁目十五番十六号	平成十四年二月一日
岩下歯科医院	北巨摩郡武川村牧原九百二十二番地の一	平成十四年二月二十一日
せた歯科医院	中巨摩郡玉穂町成島二千五百二番地の一	平成十四年三月五日
調剤薬局みやび昭和店	中巨摩郡昭和町西条千五百四番地の三	平成十四年三月十二日
株式会社日医調剤一宮薬局	東八代郡一宮町末木八百六十三番地の一	平成十四年二月一日
保坂内科消化器科	甲府市中央四丁目十二番二十六号	平成十四年三月六日
有限会社内田薬局	北都留郡上野原町上野原二千五番地の一	平成十四年二月一日
ひかりの里訪問看護ステーション	北巨摩郡双葉町宇津谷千百三番地	平成十四年三月七日
ひろせ東薬局	甲府市城東四丁目十三番地十一号	平成十三年三月一日

山梨県告示第百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、廃止した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
サンロード調剤丸の内店	甲府市丸の内一丁目十六番十号
内田外科医院	甲府市伊勢四丁目一番十六号
医療法人貴翔会愛歯科クリニック	甲府市湯村二丁目四番二十二号
塩山北クリニツク	塩山市上於曾千四百四十番地
須田医院	東八代郡一宮町坪井千二百十二番地
富士見歯科診療所	東八代郡石和町唐柏七百六十八番地
中川歯科医院一宮分院	東八代郡一宮町末木七百四十七番地の一
快療堂薬局	南巨摩郡増穂町青柳町六百十二番地
渡部耳鼻咽喉科医院	北都留郡上野原町上野原三千七百八十八番地
岡外科整形外科医院	塩山市上於曾三百番地
岩下歯科医院	北巨摩郡武川村牧原九百二十二番地の一
藤原医院	甲府市塩部四丁目十五番十六号
セキテイ調剤薬局	中巨摩郡昭和町西条六田千六百九十五番地の五
株式会社日医調剤一宮薬局	東八代郡一宮町末木七百五十九番地の四
さわたや薬局御坂店	東八代郡御坂町夏目原七百四十九番地
保坂内科小児科医院	甲府市中央四丁目十二番二十六号
内田薬局	北都留郡上野原町上野原二千五番地の一
ムサシ薬局	西八代郡市川大門町千四十九番地
ひろせ東薬局	甲府市城東四丁目十三番十一号

山梨県告示第百六十三号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関は、休止した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地	変更事項
医療法人八代医院		東八代郡八代町南三百八番地			
乙黒齒科医院		富士吉田市緑ヶ丘二丁目一番十四号			

山梨県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関に次のとおり変更があった。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地	変更事項
変更前 桜林内科眼科医院 変更後 桜林内科消化器科医院		甲府市宮原町千三百三十六番地の一			
変更前 医療法人財団加納岩病院東山梨訪問看護ステーション 変更後 医療法人財団加納岩 東山梨訪問看護ステーション		山梨市上神内川千二百九十四番地の一			
変更前 薬袋医院 変更後 薬袋レディースクリニック		甲府市飯田二丁目三番九号			
変更前 千秋舎調剤薬局 変更後 セキテイ調剤薬局昭和店		中巨摩郡昭和町西条千五百三十二番地			

山梨県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施設機関を指定した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地	指定年月日
ふれあい在宅マツサー		甲府市中小河原町六十四番地の一			平成十三年四月一日
ジ		功刀ビル3F			

山梨県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の施設機関は、廃止した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

名	称	所	在	地
ふれあい在宅マツサー		南巨摩郡増穂町青柳町五百三十九番地の一		

山梨県告示第百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称  
芦川村
- 二 事業の種類  
芦川村役場庁舎増築事業
- 三 起業地  
収用の部分 東八代郡芦川村大字中芦川字村中地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
芦川村役場総務課

山梨県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖富士線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南都留郡河口湖町大字浅川字産屋ヶ崎 官有無番地地先から 南都留郡河口湖町大字浅川字片浜河口 湖河川敷地先まで	三〇・〇 二二・五	八二二・八	

**山梨県告示第六十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖富士線	南都留郡河口湖町大字浅川字産屋ヶ崎官有無番地地内	一八九・〇	平成十四年四月八日

**山梨県告示第七十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年四月八日

- 一 道路の種類 県道
- 山梨県知事 天野 建

- 二 路線名 敷島田富線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	旧別	新	
中巨摩郡昭和町築地新居字大神二〇九一番 の一〇八地先から 中巨摩郡韮玉町玉川字川除外一五五九番の 五地先まで	一六・三 一七・二	二〇・二 二〇・五	二二四・〇 二三四・〇

**山梨県告示第七十一号**

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 河川の名 富士川水系 流川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市字大津町村添一番三地先から九番三地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
  - 1 氏名 甲府市長 山本栄彦
  - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号
- 五 管理の内容
  - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長二・五メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成十四年四月八日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

**山梨県告示第七十二号**

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、





- 二 委託に係る使用料
- 山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第百八十号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
- 北都留郡上野原町上野原三千七百五十八番地 上野原町
- 二 委託に係る使用料
- 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第百八十一号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
- 甲府市川田町五百七十七番地 財団法人山梨県青少年協会
- 二 委託に係る使用料
- 山梨県立科学館の入館料及び観覧料
- 三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**山梨県告示第百八十二号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方
- 中巨摩郡甲西町鮎沢千二百十二番地 甲西町
- 二 委託に係る使用料
- 山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料
- 三 委託の期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

**告 示**

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十三年四月二十日付けで国土交通省関東地方整備局富士川砂防工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 公共測量（一万分の一及び二千五百分の一の空中写真撮影）
- 二 作業開始日 平成十三年十月十一日
- 三 作業終了日 平成十四年三月二十五日
- 四 作業地域 北巨摩郡白州町、同郡武川村及び南巨摩郡早川町の全域並びに韮崎市、中巨摩郡芦安村、南巨摩郡中富町及び同郡身延町の一部

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十三年八月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十四年四月八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間 平成十四年四月十一日から平成十五年三月二十日まで
- 三 作業地域 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、牧丘町、勝沼町及び大和村、東八代郡、西八代郡上九一色村、三珠町、市川大門町及び下部町、中巨摩郡竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町及び田富町、北巨摩郡、南都留郡秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町及び足和田村並びに北都留郡上野原町

● 土地区画整理事業の換地処分  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。  
平成十四年四月八日

山梨県知事 天野 建

- 一 施行者の名称  
富士吉田市城山東土地区画整理組合
- 二 施行地区に含まれる地域の名称  
富士吉田市大字上吉田字前ヶ原、字三枚畠、字溝下、字城山南及び字堰林の各一部
- 三 事業計画決定の年月日  
平成六年四月八日
- 四 土地区画整理事業の名称  
富士吉田市城山東土地区画整理事業
- 五 事務所所在地  
富士吉田市下吉田千八百四十二番地
- 六 換地計画認可の年月日  
平成十四年一月十一日
- 七 換地処分通知完了の年月日  
平成十四年一月二十八日

### 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第二十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年四月八日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第四号中「請求があつたことに伴い必要となる職で、当該請求期間を限度として臨時的任用を行おうとする場合」を「承認を受けた職員の業務を処理することを職務とする職である場合」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次

の一号を加える。  
四 臨時的任用を行おうとする職が、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）第十五条に規定する介護休暇の承認を受けた職員（当該休暇の単位が一日である場合に限る。）の業務を処理することを職務とする職である場合  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十四年三月三十一日山梨県条例第二十九号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）	三	下九	第 号	第十一号
平成十四年三月三十一日山梨県条例第三十号（山梨県低開発地区における県税の特 別措置に関する条例等の一部を改正する条例）	四	上八	第 号	第十五号
平成十四年三月三十一日山梨県規則第四十号（山梨県県税条例施行規則の一部を改 正する規則）	五	上三	第 号	第十一号